

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年2月2日変更）抄

※下線が変更部分

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

- 都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者専用の病院や病棟を設定する重点医療機関の指定等、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、段階的に病床・宿泊療養施設を確保すること。

特に、病床がひっ迫している場合、令和2年12月28日の政府対策本部で示された「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ」を活用しつつ、地域の実情に応じ、重点医療機関以外の医療機関に働きかけを行うなど病床の確保を進めること。

その際、地域の関係団体の協力のもと、地域の会議体を活用して医療機能（重症者病床、中等症病床、回復患者の受け入れ、宿泊療養、自宅療養）に応じた役割分担を明確化した上で、病床の確保を進めること。

（略）

- さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、都道府県は、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。
- 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の病床を効率的に活用するため、回復患者の転院先となる後方支援医療機関の確保を更に進めること。
- また、効率的な転院調整が行われるよう、地域の実情に応じた、転院支援の仕組みを検討すること。
- 退院基準を満たした患者について、高齢者施設等における受け入れを促進すること。

介護保険施設における退院患者の受入促進に向けた取組について

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年2月2日変更）において「退院基準を満たした患者について、高齢者施設等における受入れを促進すること」とされたことも踏まえ、臨時的な措置として、介護報酬における特例的な評価を行う。

取組の詳細

概要	<p>○ 介護保険施設で、自施設から入院した者以外であって、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした者を受け入れた場合について、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当面の間のコロナ陽性時に治療に当たっていた入院医療機関や行政との連携・ 退所時も念頭に、入院以前に利用していたケアマネ等とのサービスの調整のために行う、利用していたサービスの確認とそれを踏まえたサービス提供・ 健康観察・健康管理など看護師等の専門職によるケアも含めた体制整備等の手間について、特例的な評価を行う。 <p>※ 自施設から入院した退院患者を受け入れた場合は対象としない。</p>
単位数	<p>○ 退所前連携加算（500単位）について、30日間特例的に算定を認める。</p>
対象サービス	<p>○ 介護保険施設（特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設）</p> <p>※ 通常より丁寧な健康観察等が求められることから、配置基準上医師の配置が求められるサービスを対象</p>
実施時期	<p>○ 事務連絡発出日のサービス提供分から開始</p>
留意事項	<p>○ 入所時の説明の際に、本加算の算定についても同意を得る。</p>

(参考)退院基準の周知及び退院患者の適切な受け入れ促進

- 介護施設について以下の対応を行い、退院患者の受け入れ促進を図る。
 - 退院基準をわかりやすく示すとともに、感染の疑いがない退院患者の適切な受け入れを再周知。
 - 自治体の要請等により定員を超えて受け入れた場合でも減算を適用しない等、施設基準、人員基準等の柔軟な取扱いについて周知。
 - 要介護認定を受けていない場合、必要に応じ**暫定ケアプラン**の活用が可能であることの再周知。

退院基準を分かりやすく周知

退院基準

<症状があった場合>

- 以下の2項目を満たすこと
 - ・ **発症日又は検体採取日から10日間経過**
 - ・ **症状軽快後72時間経過**
- ⇒ **検査不要で退院可能**

<無症状であった場合>

- 以下の項目を満たすこと
 - ・ **検体採取日から10日間経過**
- ⇒ **検査不要で退院可能**

※有症状者と無症状病原体保有者の退院基準を1種類ずつ記載
 (参考) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き・第4版

→退院基準及び同基準を満たし退院した患者は感染性が極めて低いことについてわかりやすく示す

介護施設等への受入促進

定員超過・施設基準・人員基準等の柔軟な取り扱い

- 感染流行時に、自治体の要請等に基づき、コロナ受入医療機関からの退院患者を入所させる場合、
 - ・ **定員超過減算を適用しない、**
 - ・ **当該入所者は施設基準等の算出根拠としない**等の柔軟な取扱いを行う。

<イメージ>



暫定ケアプラン (みなし認定) を活用した入所等

- 要介護認定を受けていない患者の受け入れ促進のため、**要介護認定申請中であっても、暫定ケアプランを活用した場合、認定結果が出る前に、介護サービスの利用が可能。**

<イメージ>

